

三木市建設工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の 運用拡充について

- 1 原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、この定めに基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとします。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に精査・把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとする。
- 2 適用の申請にあたっては、従前の手続きによるものとする。ただし、拡充による工事材料への適用申請の場合は、国・県の措置を基準に調査のうえ決定を行うものとする。
- 3 この制度の運用は、平成 20 年 9 月 22 日より適用する。
- 4 工期の末日がこの制度の適用日以降で平成 20 年 12 月 31 日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が 2 月未満であっても、工期完了前であって、かつ、平成 20 年 10 月 31 日までの場合は、これを行うことができるものとする。